平成２１年（フ）第１１８３号
大阪府泉南市信達牧野235番地の30
債務者　内山　明子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７５１号
千葉県松戸市西馬橋１丁目11番地の10
債務者　新宮　和美
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７７９号
千葉県流山市市野谷776番地の８
債務者　山口　美恵
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７９６号
千葉県流山市大字西深井821番地の26中村コーポⅡ―205
債務者　長谷川義昭
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７９７号
千葉県流山市大字西深井821番地の26中村コーポⅡ―205
債務者　長谷川秀子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８１２号
千葉県松戸市六実１丁目７番地の26
債務者　江田かつ枝
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８２２号
千葉県流山市美原４丁目240番地の16
債務者　松岡　秀子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８３０号
千葉県我孫子市日秀56番地の３
債務者　平井友季子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８３１号
千葉県流山市大字東深井885番地の11　グランバリエＳ―102
債務者　穴見　大介
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８４７号
千葉県柏市逆井２丁目５番２号
債務者　小坂美代子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８４９号
千葉県松戸市紙敷１丁目16番地の１　ダイアパレス松戸南さくら通り601号
債務者　三門　巨樹
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１３２３号
北九州市小倉北区宇佐町２丁目２番14―43号
債務者　梅林　耕一
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３６０号
北九州市小倉北区上到津２丁目６番21号
債務者　山﨑　浩旦
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３９１号
北九州市門司区黒川東２丁目９番１号
債務者　堂本　公子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４１０号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番34―205号
債務者　石丸　一浩
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２６３号
新潟県長岡市松葉１丁目５番26号
債務者　山崎金次郎
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
静岡県賀茂郡南伊豆町上小野29番地の３
債務者　中村　好春
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第９１１５号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目57番２号　オルセー阿倍野301号
債務者　伊藤　徳彦
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部